

新潟県選挙管理委員会規程第2号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年1月12日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委員長の専決事項)	(委員長の専決事項)
第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。	第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。
(1)～(12) (略)	(1)～(12) (略)
(13) <u>基準法第4条第16項、第4条の2第4項、第4条の3第6項及び第5条第17項の規定により、投票所、共通投票所、期日前投票所及び開票所の設備(次号に規定する機器等及び第15号に規定する電子情報処理組織を除く。)</u> の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。	(13) <u>基準法第4条の2第4項及び第4条の3第5項の規定により、共通投票所及び期日前投票所の設備の借料並びに設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>
(14) <u>基準法第4条第17項、第4条の2第5項及び第5条第18項の規定により、投票所、共通投票所及び開票所の機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)若しくはこれを記録した記録媒体(以下「機器等」という。)の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	(14) <u>基準法第4条の2第5項及び第4条の3第6項の規定により、共通投票所及び期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u>
(15) <u>基準法第4条の2第6項及び第4条の3第7項の規定により、共通投票所及び期日前投票所の電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u>	(15) (略)
(16) (略)	(16) (略)
(17) (略)	(17) (略)
(18) (略)	(18) (略)
(19) (略)	(18) (略)
(書記長の専決事項)	(書記長の専決事項)
第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。	第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
	(2) <u>公選法第192条第4項、規正法第20条の2第2項及び助成法第32条第5項の規定による選挙運動費用収支報告書、政党その他の政治団体の</u>

<u>(2)</u> (略)	<u>収支報告書及び支部報告書等の閲覧請求の処理</u> <u>に関すること。</u>
<u>(3)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
	<u>(7)</u> (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。